

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した

## 建築設計標準の改正に関する検討会

### 第2回 議事録

■日時：2018（平成30）年12月3日（月）13:30～15:30

■場所：日本青年館ホテル 8階Conference Room YELLOW

■議事：

#### 1. 開会

#### 2. 議事

##### （1）対応方針に対する取組状況

- 資料1：事務局（国土交通省住宅局建築指導課）より説明
- 参考資料3：東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 鈴木課長代理より説明
- 参考資料4：観光庁観光産業課 坂野課長補佐より説明

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ご説明、ありがとうございます。それぞれの自治体、あるいは観光庁において取り組みが進んでいることを、大変ありがたく思います。それでは、対応方針の取組状況について説明頂きました資料1、東京都の参考資料3、観光庁の参考資料4の説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 参考資料3 東京都における宿泊施設のバリアフリー化に向けた新たな取り組みの資料について、客室内の基準として、4点示されているが、客室内で車椅子が回転できるかどうかというチェックは、この中に入っていないということによろしいでしょうか。

#### 【東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 鈴木委員】

- 転回については、東京都としては一般客室には求めていかないということで考えております。行って来いの形で車椅子の方が使って頂ける一般客室と考えております。

#### 【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- わかりました。ありがとうございます。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 東京都における一般客室のバリアフリー化の取組は、便所及び浴室等の段差は設けない、便所及び浴室等の出入口有効幅は70cm以上ということですが、客室内に転回するゾーンについては規定していないということです。もちろんつくってもいいわけですが。

**【東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 鈴木委員】**

- はい、そうですね。

**【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】**

- それでは、議事（１）の対応方針に対する取組状況については終了させて頂きたいと思います。
- 続きまして、議事（２）の建築設計標準（追補版）（案）と、（３）の事例紹介について、あわせてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**（２） 建築設計標準（追補版）（案）**

- 資料２－１：事務局（国土交通省住宅局建築指導課）より説明

**（３） 事例紹介**

- 資料２－２,資料３：事務局（市浦ハウジング&プランニング）より説明

**【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】**

- たくさんの情報提供をして頂きまして、ありがとうございます。まだ最終的な素案まで行きませんが、資料2-1について、まずご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。資料2-2も関連してくるかと思っておりますので、お気づきの点がありましたら、遠慮なくそれぞれのところでご質問、ご意見等を頂ければと思います。
- では、最初に資料2-1につきまして、2ページまでは決まっていることですので、3ページ以降について、特に集中的に皆様のご発言を頂きたいと思ひます。赤字等で新たに追加されているところ等もありますので、そちらを中心に改正案についてご意見を頂ければと思います。事業者側の皆さんも、遠慮なくご発言頂ければ、大変助かります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【全日本ろうあ連盟 吉野委員】**

- 資料2-1、2-2を読ませて頂きました。前と比べると大変進んでいるところがございましたが、その中に気になるところが幾つかございます。聴覚障害者、また、聞こえにくい高齢の皆様方、難聴の方々に対し、災害が起きたときの警報装置、緊急連絡等の情報保障はどうなっているのか。例えばホテルの中で、部屋の中で、あるいはトイレとかお風呂に入ったときにも災害というのは起こる可能性があるわけです。そういった部分については書いてございませんでしたので、どのようなお考えかを質問したいと思います。
- 2つ目は、災害が起こったときに情報アクセスはできるのか。コミュニケーションボード、筆談ボード、そういうものを準備すると書いてあります。当然必要なことだと思うのですが、夜間に災害等が起こり、もし停電になった場合、聞こえる皆様方は情報を聞きながらわかるかもしれませんが、聞こえない人たちにとっては、何が起きているのか、真っ暗で全く何も情報がなく、

不安があると思われます。停電になってしまったときにはどのような配慮があるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。あと、幾つか最初にご質問、あるいはご意見をお伺いして、事務局の方へ回したいと思います。他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### 【DPI日本会議 今西委員】

- 今回、車椅子使用者用客室及び一般客室という形で、バリエーションを含めて幾つか改正案を示されたと思います。その中で、4ページの⑤というのは、シングルルームを想定してのものなのでしょうか。その場合のモデル例で幅80cm、奥行き120cmの車椅子スペースが示されています。正面には洗面器があり結構狭い浴室で、洗面器の下に車椅子が入るような場面も起きると思います。その際、床から洗面器の下端の高さ60cmないし65cmが必要になると考えます。
- 5ページに幾つかの車椅子使用者用客室の参考例が出されています。最初の車椅子使用者用客室1（ツインルーム）のケースでは、ドアを客室内から開閉するためのスペースとして、④の袖壁45cmが設けられています。その右隣にある車椅子使用者用客室2（ツインルーム）の例では、②の通路有効幅員100cmを確保していますが、内側からドアをあける際に車椅子の逃げるスペースが必要になると思います。ここで④の袖壁45cmを確保することが難しいにしても、少なくともドア幅80cmで通路幅100cmであれば、約20cmの袖壁を確保できるのであれば、少しでも確保してほしい。
- 車椅子使用者用客室3（シングルルーム）の場合には、なおさら中に入れても、出る際にスペースがなくドアを開けることができない。④の袖壁45cm、もしくはそれ以下の袖壁を設け開閉できるよう検討して頂きたい。
- 6ページ、車椅子使用者用浴室・便房・洗面所のバリエーションが幾つか示されています。このバリエーションは先ほどの車椅子使用者用客室1、2、3で、どこにどのようなものが対応できるのか。一方、シングルルームの場合、6つのパターンの一番右上（浴槽・洗面所・便房一体タイプ（介助を要しない想定の場合等））の奥行き160cm、幅220cm、また、シャワー室と便房一体タイプが考えられると思います。では、ツインルームの場合はどうなのかが考えられるのか。浴槽・洗面所・便房一体タイプの中には幅280cmと270cm程度という2つのタイプのものがあるが差は10cmしか変わらず明確な違いというのがあまり見えてこない。これまで車椅子使用者用客室の浴室は、非常に広すぎまた手すりが無造作につけられ、一般宿泊客から施設のような違和感を感じてしまうという意見がありました。本当にこの幅280cm程度という広さのものが必要なかどうか。
- さらに、その下にシャワー室・洗面所・便房一体タイプというのがありますが、シャワー室で幅280cmもの広さが本当に必要なかどうか。空間が広くて何もない、非常に殺風景という感が強

いものになるのではないかと。例として示したとしても、あまり現実性がないのではないかと思います。

- 7ページの一般客室については1%の義務から外れるが、前回にも提案したように、一般客室の数をどのくらい設置していくか誘導基準として数値を明確に出しておく必要があると思います。整備目標がないと、単に設計標準として示してもなかなか設置が進んでいかない。最低でも義務化の1%に加え、誘導基準10%程度を一般客室のバリアフリー化をすべきではないか。例えば、100室の一般客室があれば10室をバリアフリー化していくぐらいしなければ、あまりバリアフリー化感がないのではないかと。バリアフリーに対応する一般客室の設置目標を数値として今回是非とも入れて頂きたい。
- 確か事前送付資料には①便所・浴室等の出入口の有効幅員、②一般客室便所の腰掛便座、手すりに加えて、通路の有効幅員90cmというのがあったと思います。今回資料ではその客室内の通路の幅員が削除されているが、客室内の通路幅員として90cm以上書かれたものに戻して頂きたい。先ほど東京都の建築物バリアフリー条例では、客室内の通路の有効幅員について表示しておらず、車椅子のベッドへの経路幅70cm以上としか示されておらず誤解してしまいます。国としては、客室内の通路幅については入れて頂きたい。せっかく一般客室をバリアフリー化していくのに浴室・トイレの入り口を70cmもしくは75cmに広げ、段差がないものをつくったとしても、通路が狭く車椅子で曲がることができなければ使えないわけです。東京都示しているドア幅70cm、車椅子の経路70cmでは車椅子は物理的に曲がることができなく、明確に有効幅員について数値を示して頂きたい。
- 一般客室のツインルームも通路の内側から車椅子で、ドアをあけるためのスペースは確保してほしい。
- 一般客室の浴室、トイレの出入口の有効幅員は示されているが、便所・浴室等内でどのぐらいのスペースがあるのか示されてない。奥行きと横幅が何センチあるのか寸法を入れて頂きたいと思います。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- たくさんご意見頂きました。大濱さんに先に質問、あるいはご意見を伺っておきます。その後、事務局の方で回答をお願いします。

#### 【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 今西委員から指摘があったように、浴槽については、確かに広すぎて、私もかなり疑問に思っています。ここまでの広さが必要かどうかというのは、岩崎委員からご意見を頂いたほうがいいのではないかと考えます。というのは、私たちのような電動車椅子の場合は、実際、浴室を使えない場合が多いです。したがって、ベッド上の清拭とか、車椅子上の清拭で済ませているという例

が多いので、実際に浴室を使っている人たちに意見を聞いて頂ければと思います。

- 東京都が示している70cmで、そのまま真っ直ぐ入って、真っ直ぐバックするというのは、現実的には非常に大変です。実際に使ったこともあります。そのため今回の図で示しているように、通路幅はできれば100cm欲しいと思われます。
- よい事例が何点かあります。例えばレム秋葉原等色々ありますが、できればユニバーサルルームじゃない普通の一般客室も一緒に写真に載せて頂いて、どう違うのかというのを図示してもらいたい。
- 資料2-2の26ページにベッド回りの例ということで、ベッドの高さの例が書いてあります。私は多分1年間に30日以上、海外も含めてホテルを使わせて頂いていますが、その中で思うに、このベッドの高さについて、アメリカは非常に高いです。逆に、ヨーロッパに行くと、わりと日本と似ています。あまりベッドの高さが低過ぎると、介助者から腰が痛いとかクレームがありますので、ある程度のベッドの高さを標準化して、誘導基準の中に盛り込んで頂きたいと思っています。そのとき、車椅子の座面の高さが60cm程度なので、60cmから70cm前後にベッドの高さを標準化してもらいたい。
- 私の場合、ほとんどユニバーサルルームやバリアフリールームも使っておらず普通の一般客室を使っていますが、その際大体ベッドを動かします。ベッドを動かして、ベッドとベッドの間を広くします。したがって、レム秋葉原みたいに、ベッドがひっついていて、かなりきついと思います。実際にそういうことが多いので、もしも、ベッドの間に空間がないということであれば、ベッドの下にキャスターつけて動かせるような形にすればベッドを楽に動かせるようになるので、1台のベッドを窓側の方に寄せるとかの、工夫ができるのもっと一般客室が私たちにとって使いやすい広さになる。ベッドとベッドの間を結構あけてベッドの間に入る等で回転の確保をすることができ、一般客室で全然問題ないので、是非ご配慮頂ければと思います。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。岩崎委員、お願いいたします。

#### 【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 東京都の建築物バリアフリー条例の改正案について、大変意欲的な取り組みと、私たちの周りで、友人たちもこれを大変評価しています。
- 東京都も含めて、まず車椅子使用者用の客室と一般客室のバリアフリー対応のどちらのバリエーション例、モデル例も、㎡（面積）を表記した方がいいのではないかと考えています。ホテル事業者側にとっては、㎡でコスト（料金）が決まってきますし、我々ユーザー側にとっても㎡（面積）で適正な評価もできるように思うので、是非㎡（面積）の表示をして頂きたい。
- 今西委員が指摘されたように、一般客室のバリアフリー化は当然かなり増やしていきたいという

意欲的な考えで言いますと、浴室の出入口70cmは私の車椅子では入れます。ただ東京都のように浴室の出入口が70cmで通路が70cmであると、実際には出入りできない。客室のドア幅が80cmで取っ手の先のクリアランス等を考えれば、設計上、通路は有効幅員100cm程度にはなるのではないか。客室の出入口の幅プラス通路の幅をセットで考えてもよいと思います。

- この例では客室は16～18㎡程度かと思うが、この㎡（面積）に対してこのくらいのバリアフリー化ができる、最低限、この程度のバリアフリー対応の水準ならよいといった、一般客室での例を示してもらいたい。実は今日、前回の検討会で説明のあった日本青年館のホテルの上の10階、全部バリアフリールームのフロアを見学させて頂いた。3タイプあって、一つはかなりユニバーサルで完璧によいもの、次はユニバーサルルームのちょっと縮小版、そしてちょっと狭い一般客室。レイアウトも含めてお風呂のところ若干狭いが、私自身も使いやすいレイアウトなので、そういうことが一般客室でできるという事例を示して頂きたい。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- いよいよ本題に入ってきていますので、色々ご発言があるかと思います。私の区分の中でも共通することも含めて十数点ぐらい質問がありました。時間がないため、私の方では質問をまとめませんが、最初に吉野委員より、聴覚障害者の方の災害時の対応について質問がありましたので、こちらからお願いします。

#### 【事務局（市浦ハウジング&プランニング）】

- 客室内の便所・浴室等における災害時の情報提供について、トイレに建築の設備としてフラッシュ等のライトをつけるということについては記載しておりません。設計標準の中では、備品の貸し出しによる情報伝達について記載しており、建築の設備より備品等の貸し出しの方が、より多くの客室での対応が可能ではないかと考えています。貸し出しのもので、防水型の振動の機器等の備品もあるようですので、ソフト、備品の対応について記述を充実することを今後検討いたします。
- また、障害のある方の宿泊場所を従業員はしっかりと把握しておくように、ということも設計標準に記載しております。
- 夜間の停電については、今のところ記載しておりません。このあたりは、もう少し事務局で検討いたします。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 災害時の特に聴覚障害者の対応については、日本では少し対応が遅れています。少なくとも客室での対応ですとか、そういうものは必要だと思いますので、強化するような表現にしていかなければいけないと思います。
- それでは、今西委員からのご質問、シングル想定としてよいかというところからお願いします。

### 【事務局（市浦ハウジング&プランニング）】

- 資料2-1の6ページのバリエーションの右上のタイプで回転がとれていないものについては、シングルルーム等、介助を要しない利用者を想定する場合でやむを得ず回転スペースが確保できない場合を想定としています。
- 洗面所、洗面器の下の膝が入るスペースについては、資料2-2の33ページの断面図に65cm程度の膝が入るスペースの確保について記述しています。
- 浴室の幅280・270cm等については、今後、引き続き検討と考えております。今回の事例紹介には入っていませんが、バリアフリー客室の水回りで幅270～280cm程度であっても壁面にタイルを使う等の工夫がされており、広さが寂しい印象とはならない事例等もございましたので、3回目の検討会でご紹介いたします。
- ドア横の袖壁45cmのスペースは、シングルルームであればなおさらに必要ではないかのご指摘への対応については、引き続き検討いたします。
- 車椅子利用者用客室のベッドの高さ、一般客室のユニットバスのサイズ、必要なスペースの記載については、引き続き検討いたします。
- 一般客室の通路の幅について、事前送付資料では、一般客室の通路90cmとしておりました。その後、事務局にて検討した結果、これまでの設計標準通り（100cm）とし、改正事項として挙げておりません。
- 車椅子利用者用客室だけでなく、同一施設の一般客室も事例紹介すべきとご意見については、事務局内で相談して決めたいと思います。
- ベッドの高さについては、現在40～45cm程度（車椅子の座面の高さ程度）と記載していますが、利用される方によっても違うというところもあるかと思っておりますので、ご意見を踏まえて継続の検討としたいと思います。

### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 今西委員から一般客室の1%、プラスアルファ10%を目指すべきというご提案がありましたが、このあたりはいかがでしょうか。

### 【事務局（国土交通省住宅局建築指導課）】

- 第1回の検討会のときにも事務局からご説明させて頂きましたが、この一般客室のバリアフリー対応の水準といったガイドラインを示すことによって、広く周知、普及啓発していくことで、高齢者、障害者等に配慮した一般客室を増やしていくところをやっていきたいと考えております。具体的な数字を現時点で示すことは控えるべきだと考えてございます。
- その他、ベッドを極力動かせる方がありがたいといったご指摘については、設計標準の中にベッドは移動しやすいものとするのが望ましいと記載しています。引き続き、そういったところの周

知にも努めていきたいと思っています。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。もともと住宅の水準で進めていましたので、ベッドの高さも確かに低過ぎる。海外では、高いと60cmくらいありますが、60cmはちょっと高いかと思います。ベッドの高さについては再検討させて頂ければと思います。
- 当事者の方々から浴室が広すぎるのではないかとのご指摘があり、事務局より広くてもデザイン上の工夫等で楽しめるようなところがあるといった発言がありました。事業者から広いスペースの確保はなかなか大変なところもありますので、例えばシャワールームでの一体型とすれば、小さくても全然問題ない感じもしますので、もう少しコンパクトにならないか等、少し検討させて頂きたいと思います。
- 事業者の方から、今日の提案について、広すぎるとか、広くないとか、あるいはさまざまな設備関係等について、遠慮なくご発言頂きたい。今日の時間が限られているので、もし今日は発言できなくても、会議での発言と同等に後から頂いた意見については事務局で協議をさせて頂きたいと思います。

#### 【全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 中村委員】

- 色々なご発言によって、スペースに関して利用される皆さんのお気持ちがよくわかりました。JISの規格では、電動車椅子で幅が70cm、普通のもので幅63cmの大きさだと思うのですが、外国の方が見えられると、85cmでも狭いかなとも思ったりします。その辺は、基準を決める際、最低基準で実用的なサイズをお示し頂きたい。我々が旅館をつくるときには、設計士さんたちの基準に基づいた流れでやっていきます。結果的に、ここは狭いなと評価されてしまうのは我々なので、基準の決め方については、そういうことのご配慮を頂ければありがたいです。
- アルペンチームの監督として行きました平昌パラリンピックの選手村は15階建てでしたが、選手は11階までしか入れませんでした。そのときに聞いたのは、避難について課題があるからとのことでした。避難については消防の関係になるので、設計標準とは違うとしてしまうと、つくった後に直せというのも難しい。基本的にどのように設置した方がいいのか。車椅子の方々を地震や火災のときにエレベーターが使えない状態でどうやって避難させるかが、最大の課題になると思います。東京でしたら高いはしご車があると思いますが、田舎では自らはしごを持っていかなくてはいけないかもしれないと環境も変わりますので、環境の変化に応じた対応も若干盛り込んで頂き、後からあそこに泊まったのでひどい目に遭ったということにならないようお願いしたいと思います。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。避難の問題については、吉野委員からのご発言にもありましたが、旅館

やホテルで車椅子使用者の避難を十分に考えられているかということになると、やや課題も多いと思います。海外では少しずつ一時避難スペースも含めて、しっかりと確保している事例なんかもありますので、そのあたりも含めて日本でもそろそろ導入していく必要があるかと思います。消防庁との関係もありますが、設計標準ですので必要な部分は望ましい水準で書いていくことは可能かと思います。

- 中村委員からご発言ありましたように、ホテル又は旅館は和風旅館ですとか、色々なものがあり、日本的な設計標準に則しようとなってきましたので、スペースや通路幅の問題も含めてもう少しよく分かるように検討をしていきたい。今はホテルをベースにしたような表現になっておりますけれども、旅館を改修するときといったような記載も必要かと思います。

#### 【日本盲人連合 橋井委員】

- 私は視覚障害で、一人でよくホテルに泊まるタイプですが、最近、常宿していたところがクローズされましたので、今色々なホテルに泊まっています。前回もお話したように、私たち視覚障害者は、お部屋の中を説明して頂く方が必要です。今回泊まったホテルでは、外国の方が受付をされておりまして、なかなか日本語が通じませんでした。部屋を案内されたときに細かいところ、例えばトイレの流し方、電気はどうつける、テレビはどうつける、エアコンはどうする等、そういう細かいところを聞くのですが、そのときに言葉が通じないときはどうするのか。また、今回は、ホテルの部屋に電話がなく、受付に電話ができませんでした。今後、こういうホテルが増えたりとか、外国の方が案内されるときにどこまで対応頂けるかが、心配になってきました。ホテル側、旅館側もきちんと教育等やって頂きたいと思っております。
- もう1点は、使う部屋の中の備品について、ホテルによって内容や置き場所が違うため、視覚障害者は困っています。内容や置き場所が共通にすることは難しいかもしれないが、できるだけ使いやすいものを、分かりやすい位置に置くことが大切だと思っています。

#### 【日本身体障害者団体連合会 中原委員】

- 私は今車椅子に乗っております。寸法とか、広さとか、車椅子のご意見がたくさん出ました。重複することについては申しませんが、私たちがホテルを利用して一番大変なところは、水廻りです。水廻りがどうしようもないところは、ほんとうに入れない、利用できない、そのようなホテルがたくさんございます。そういうところは、非常に大変な思いをしております。
- 寸法とか、そういうところはずいぶんとよくなって来ましたが、例えばトイレ等の手すりの問題があります。トイレに入った時に、車椅子で全く立てない方とか、多少立てる方、色々あります。私も歩けないだけで多少は立てます。このような車椅子の方、高齢の方が便座に座るときに、頼りは両方の腕だけとなります。方向を変えるにしろ、立ち上がるにしろ、全てです。資料2-1の6ページの事例のように、水平手すり兼用の紙巻器を手すりみなして、全身の体重をかけるの

はとても危険です。手すりの材質や取付けをしっかり頑丈にして頂きたいと常々思っています。浴槽にも色々な手すりが設置されていますが、なかなか使いづらかったり、使えないところがあったりする。水廻りですので、1回手を滑らせたり、外れてしまうと転倒につながる等、危険が伴います。しかも、体重をそこに全てかけていますので、転倒したときの衝撃は大変大きくなる。手すりの位置関係について細かく精査頂くとともに、もっと頑丈な材質を使う等、本当に細かいところも丁寧に検討頂きたい。

#### 【日本女子大学家政学部住居学科 佐藤委員】

- 改定に向け考えるべきことは、今日の意見の中でも様々出てきていると思いますが、つくり手側の視点で考えますと、100分の1以上の客室をアクセシブルルーム（車椅子利用者用客室）しなくてはいけないということになったときに、何をもち法的に認められるか、認められないのか、それがこの設計標準を見て、設計者に伝わるようになっていくことが必要だと思います。
- 例えば、建築設計標準（ガイドライン）ではありますが、法改正によって規制強化になる所があるので、どの部分が守らなくてはいけないところなのかわかるような、表現が必要になると考えています。

#### 【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- 資料2-1の3ページ目の下のところに、新たに青字で「従業員等の人的配置、ソフト対応等を踏まえて計画する」という項目があり、資料2-2では45ページに「2.3ソフト面の工夫（1）情報提供とコミュニケーション」があり、こういうところの内容をもう少し具体的にもしくは充実して頂けるとありがたいと思います。
- 資料2-2の1ページの「②高齢者、障害者等の対応の考え方」において、発達障害の特性等が記載されている。発達障害というのは非常に見えにくい障害であり、また、コミュニケーションの対応が非常に不安につながっていく。情報がない中でどうしていいかわからなという対応のところで問題が生じることがありますので、情報提供とコミュニケーションでの配慮であったり、工夫であったりとかいうもので、既存のホテル等で行っている事例がありましたら、是非ご提示頂けるとありがたいと思います。
- また、可能であれば、発達障害の障害特性の記載について、まだまだ発達障害についてのご理解が十分進んでいない中で、どういった対応をする、もしくはどういことを気をつけないといけないのかといった文言が入るとわかりやすいのではないかなと思いました。

#### 【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。大事な視点かと思えます。資料2-2の「はじめに」に、この追補版の趣旨が書かれています。現行の設計標準の中には、バリアフリー法、あるいは障害者差別解消法、合理的配慮等が記載されています。今の段階で追補版を出して、必ずしも物理的な環境だけでは

捉えられないところがありますので、今回の法改正も踏まえた考え方、あるいは合理的な配慮といったようなところも、最初に少し記述しておきたいと思います。そのように、事務局でも調整できるようにして頂ければと思います。

- それでは、取りまとめをさせて頂きたいと思います。今日も時間がない中で、たくさんのご発言を頂きました。特に資料2-1を集中的に議論させて頂いたところですが、空間のスペースを具体的に示したので、こちらについてのご発言が多かったかと思います。
- 今日の発言が全てということではないかと思いますが、必ずしもそれがどこまで適正なのかということはありません。今回の追補版の改正の中で、できる限り魅力ある宿泊施設にしたい、それから稼働率も一定程度上げていくような、いわゆるユニバーサルの世界の方針に基づいたようなホテル、あるいは旅館の方向性に向けた改正をしていきたいという趣旨が当事者の方からありました。単にスペースだけではなく、よりコンパクトで、うまく使えて、障害者、車椅子利用者だけではなくて、一般客も利用できるような、そういう方向に向けた対応が必要だと思えます。
- そういう点では、従前に比べると、1%以上設置義務が課せられる車椅子利用者用客室は多くのバリエーションを示されている。一方で、現行の一般客室の建築設計標準は、ハードルが高いような気がします。先ほど1%の話がでしたが、すぐにパーセントを上げることは、現行ではなかなか難しいと思いますので、中間的で、できる限り、一般客室で絵に描いた餅にならないような現実的な対応性を考慮した見直しを検討しておいた方がいいのではないかと思います。
- 佐藤先生の方からお話がありましたけれども、やはり法改正になって、どこが1%なのか、バリアフリー客室とは一体何を意味するのかといったようなことが今問われているかと思えます。これも含めて、次の第3回目に向けた宿題にしておきたいと思います。
- なお、時間の関係でこの機会に発言できなかった方もたくさんいらっしゃると思いますので、事務局の方でご意見をうまく受けとめて頂けるように、今後の予定も含めてご説明頂ければと思います。それでは、事務局の方に戻させて頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 3. その他

- 追加意見の提出様式（資料4）について、事務局より説明。追加意見については、12月10日締め切りとする。
- 次回第3回検討会については、年明け1月21日（月）13：30～開催予定、場所は国交省の予定。

### 4. 閉会

以上